

## 農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会の趣旨等について

平成 21 年 11 月 16 日

### 1. 検討会の趣旨

街路樹や公園等の市街地において使用される農薬の飛散リスク（近隣住民等への健康影響）の評価・管理手法の確立のため、環境省では平成 17 年度から「農薬飛散リスク評価手法等確立調査事業」を開始し、農薬散布後の気中濃度モニタリング等を通じた曝露量の評価・管理手法の検討を行うため、学識経験者等で構成する農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会（以下、「検討会」という。）を開催している。

### 2. 事業成果のイメージ

農薬吸入毒性評価手法確立調査部会（以下、「毒性部会」という。）で設定予定の飛散リスク管理の目安となる農薬の気中濃度評価値を適宜活用し、公園等の管理者向けの「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（以下、「管理マニュアル」という。）を策定する（総合的病害虫・雑草管理（IPM）の基本的な考え方及び農薬の曝露実態を踏まえ、市街地において農薬を使用する場合の留意事項等をマニュアルとして取りまとめる）。

### 3. 事業実施予定期間

平成 17～21 年度

### 4. 平成 21 年度事業計画

#### （1）モニタリング調査の実施

農薬散布の際の曝露実態の把握を目的として、エトフェンプロックスを用いた農薬飛散範囲調査及びグリホサートを用いた除草剤散布後気中濃度等調査を実施する。

#### （2）農薬散布における立入制限範囲及び期間の検討

平成 18 年度から実施しているモニタリング調査の結果、毒性部会で設定予定の農薬の気中濃度評価値、国内外の文献調査で収集した情報等を踏

まえ、農薬散布における立入制限範囲及び期間の検討を行う。

( 3 ) 管理マニュアルの策定

( 2 ) を踏まえ、平成 2 0 年 5 月に策定した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル」を改訂し、管理マニュアルを策定する。

( 4 ) 検討会の開催

( 1 ) ~ ( 3 ) についての検討を行うため、検討会を 4 回程度開催する。

**【スケジュール】( 予定 )**

第 1 回検討会 : 平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日

第 2 回検討会 : 平成 2 1 年 1 2 月下旬 ~ 平成 2 2 年 1 月

第 3 回検討会 : 平成 2 2 年 2 月

第 4 回検討会 : 平成 2 2 年 3 月